農業保険法施行規則第百七条第四項の規定による肉豚の価額の算定は、組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式によるものとする。

A－190×（B－C）

Aは、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、共済事業の実施区域。以下同じ。）の家畜が主に取引される家畜市場（家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場をいう。）において当該価額の算定の日以前一年間に取引された、肥育を目的とした子豚の平均価格に相当する金額

Bは、Aの子豚の平均日齢に対応する標準体重として、次の表の上欄に掲げる肉豚の日齢区分につき、それぞれ同表の下欄に掲げる標準体重の算定方法により算定される値

日齢区分	標準体重の算定方法
二十日から三十九日まで	二十日齢を六キログラムとし、以降一日ごとに〇・三キログラムを加える方法
四十日から五十九日まで	四十日齢を十二キログラムとし、以降一日ごとに〇・五キログラムを加える方法
六十日から六十九日まで	六十日齢を二十二キログラムとし、以降一日ごとに〇・六キログラムを加える方法
七十日以上	七十日齢を二十八キログラムとし、以降一日ごとに〇・七キログラムを加える方法

Cは、当該組合等の区域内に住所を有する者が飼養する肉豚の平均離乳日齢に対応する標準体重として、二十日齢を六キログラムとし、以降一日ごとに〇・三キログラムを加えて算定される値

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百三十二号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第九条第一項及び第二項の規定に基づき、同条第一項の農林水産大臣の定める基準及び同条第二項の農林水産大臣が定める率を次のように定める。

平成三十年三月二十七日　農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）附則第九条第一項の農林水産大臣の定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

一　次に掲げる事項に該当すること。

イ　農業共済組合（特定組合（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第七十三条第四項に規定する特定組合をいう。以下同じ。）を除く。）又は法第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあっては、その属する都道府県の昭和五十四年から平成十年までの間における水稲に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセント未満であり、かつ、当該農業共済組合又は当該共済事業を行う市町村の当該期間における水稲に係る各年の被害率の平均が一パーセント未満であること。

ロ　特定組合にあっては、その区域たる都道府県（二以上の都道府県の区域をその区域とする特定組合にあっては、規則附則第九条第一項の規定を適用しようとする都道府県）の昭和五十四年から平成十年までの間における水稲に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセント未満であること。

ハ　全国連合会（法第十条第一項に規定する全国連合会をいう。以下同じ。）にあっては、規則附則第九条第一項の規定を適用しようとする共済事業の実施区域たる都道府県の昭和五十四年から平成十年までの間における水稲に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセント未満であること（特定組合以外の農業共済組合から農作物共済を譲り受けて行う場合にあっては、当該都道府県の当該期間における水稲に係る各年の被害率の平均が〇・五パーセントであり、かつ、当該農業共済組合の当該期間における水稲に係る各年の被害率が一パーセント未満であること。）。

二　イに掲げる金額に対するロに掲げる金額の割合が一以下であること。

イ　過去二十年間に当該組合等の組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいい、二以上の都道府県の区域をその区域とする特定組合又は全国連合会にあっては、規則附則第九条第一項の規定を適用しようとする都道府県の区域（全国連合会が特定組合以外の農業共済組合から農作物共済を譲り受けて行う場合にあっては、当該農業共済組合の区域）に住所を有するものに限る。以下同じ。）が支払った水稲に係る半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）又は一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）に係る共済掛金の合計額

ロ　過去二十年間に当該組合等の組合員等に支払われたイの共済関係に係る共済金及び無事戻金（農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二条又は改正法附則第十条第一項の規定による払戻金をいう。）の二分の一に相当する金額との合計額

2　規則附則第九条第二項の農林水産大臣が定める率は、次の各号に掲げる引受方式（規則附則第八条第一項において読み替えて適用する規則第八十七条第一項に規定する引受方式をいう。）に応じ、当該各号に定める率とする。

一　半相殺方式　次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる率

組合員等が申し出た割合	率
百分の二十	損害割合（規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により算定される減収量の基準収穫量（法第百三十六条第一項第一号の基準収穫量をいう。以下この号において同じ。）に対する割合をいう。以下この号において同じ。）に十七分の十六を乗じて得た率に三百四十分の三を加えて得た率
百分の三十	損害割合に十五分の十四を乗じて得た率に六十分の一を加えて得た率
百分の四十	損害割合に十三分の十二を乗じて得た率に二百六十分の七を加えて得た率

二　一筆方式　次の表の上欄に掲げる規則附則第八条第二項の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる率

組合員等が申し出た割合	率
百分の三十	損害割合（規則附則第八条第一項に規定する方法により算定する減収量の耕地別基準収穫量（規則第九十六条第二項に規定する耕地別基準収穫量をいう。）に対する割合をいう。以下この号において同じ。）に八分の七を乗じて得た率に四十分の一を加えて得た率
百分の四十	損害割合に七分の六を乗じて得た率に七十分の三を加えて得た率
百分の五十	損害割合に六分の五を乗じて得た率に十五分の一を加えて得た率

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百三十三号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十八条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める基準を次のように定める。

平成三十年三月二十七日　農林水産大臣　齋藤　健